# 福島第一原発事故後の住民保護の現状と課題

福島県医師会副会長 木田光一

# 東京電力福島第一原子力発電所事故による住民の健康管理の あり方に関する検討チーム

- 1. 検討チームの構成メンバー
  - 〇原子力規制委員会 中村佳代子委員
  - 〇外部有識者

大津留 晶 公立大学法人福島県立医科大学 放射線管理学講座教授

小笹 晃太郎 公益財団法人 放射線影響研究所 疫学部部長

木田 光一 社団法人福島県医師会 副会長

Oオブザーバー

畑仲 卓司 日本医師会総合政策研究機構 研究部統括部長

吉田 澄人 日本医師会総合政策研究機構 主任研究員

王子野 麻代 日本医師会総合政策研究機構 研究員

2. 開催日

平成24年11月30日(第1回)~平成25年2月19日(第5回)

3. 議論の総括

「東京電力福島第一原子力発電所事故による住民の健康管理のあり方に関する検討チーム議論の総括」を第31回原子力規制委員会(平成25年2月27日)へ提出

Japan Medical Association

# 検討チーム第四回会合における意見・要望

- 1. 「東京電力福島第一原子力発電所事故による住民の健康管理」は、国の 直轄事業として位置づけ、被害に遭った住民自身の健康維持や健康管理の 支援を
- 2. 住民自身の視点に立って、<u>国による健康診査・健康診断事業の長期にわたる</u> 一元管理を
- 3. 「被災者の生活支援等に関する法律」の目的を踏まえた「検討の目的・理念」 (被災者の健康上の不安の解消、安定した生活の実現)を、規制委員会の 報告書に明記を
- 4. 医学的な経験や知見を集約し、情報発信する、更には医師・看護師・保健師等を研修するための拠点として、<u>国によるナショナルセンターの設置</u>を
- 5. 福島県は、地域で踏ん張っている医療従事者の「心が折れない」よう、<u>医療</u> <u>従事者不足解消のための支援策</u>を
- 6. 乳幼児や児童・生徒の<u>運動施設の充実と遊びの指導者養成の充実を図る</u> 支援を

## 「東京電力福島第一発電所事故に関連する健康管理のあり方に ついて(提言)」(平成25年3月6日 原子力規制委員会)

#### 【抜粋】3. 実施体制

東京電力福島第一発電所事故に係る<u>健康管理は、広範で長期にわたる取り組み</u>になるものであり、その対象となる住民の数は100万人を超える大規模なものとなることから、<u>国が責任をもって継続的な支援を行う</u>必要がある。そのためには、国の責任の下で、県や市町村、地域の医師会や医療機関との連携・協力のもとに住民の健康に責任をもてる持続性のある取組をするべきである。

※福島県医師会は、住民等の健康管理体制について「地域、職域を踏まえた住民や作業員(廃炉等)の健康支援や発災後の放射線環境汚染や被害を受けた住民の健康支援等に関する経験・知見を集約・情報発信、更には医師・看護師・保健師等を研修するための拠点として国によるナショナルセンターを設置すべきである」という要望を出している。

原子力規制委員会の提言は、「国が直轄事業として被災した住民に対する健康支援を行う」よう提言されていない。

また、「国によるナショナルセンターの設置」の必要性については、注釈として記載するにとどまっている。

## 福島復興に係るこれまでの取組



#### 制度的取組

2011.8.12 原発避難者特例法 施行

2011.8.30 放射性物質汚染対処特措法 施行

2012.3.31 福島復興再生特別措置法 施行

〇原発被災者が避難先自治体で適切な行政サー ビスを受けるための措置

○汚染廃棄物の処理

○除染の推進(計画策定、仮置場確保、中間貯蔵 施設調査等)

'12.7.13 基本方針 閣議決定

'13.3.19 避難解除等区域復興再生計画 決定

'13.4-5 産業復興再生計画、重点推進計画 認定(予定)

2012.6.27 子ども・被災者生活支援法 施行

〇基本方針策定中

#### 生活再建

賠償

長期避難者への対応

自治体毎の帰還支援

○東京電力による賠償促進

○住民意向調査、関係者間協議の推進

〇インフラエ程表策定、生活環境整備事業推進 〇市町村連携チームによる自治体訪問

○産業振興・雇用促進プラン ○農林水産業再生プラン の策定、推進

○区域見直しの推進(11市町村中9地域見直し)

〇モニタリングの実施

〇リスクコミュニケーション(Q&A作成等)

産業振興・雇用対策等

放射線対策等

## 福島復興と再生のための施策展開



#### 1.体制・予算

縦割りの排除、現場主義の徹底



- •「福島復興再生総局」
- ・新たな予算措置

### 2. 避難指示区域毎の対応

今後、1,2年のうちに住民の帰還のために必要な環境整備を行うべき区域



「早期帰還・定住プラン」

長期にわたり避難せざるを得ない区域



町外生活拠点の整備

#### 3. 広域的対応

子どもをはじめとした被災者の健康不安解消と生活環境の改善



「原子力災害による被災者 支援施策パッケージ」

#### 4. 全国的対応

- ・食の安全や消費者の信頼確保
- ・風評被害を受けた産業の需要創出



「原子力災害による風評被害を含む影響へのパッケージ」

## 原子力災害による被災者支援施策パッケージ





Reconstruction Agency

- 〇原子力災害により、健康不安やそれに伴う生活上の負担が生じており、支援を行うことが必要。
- 〇さらに、子どもの元気を復活させる先進的取組を実施することが重要。

#### 1 子どもの元気復活

~子どもの元気を復活させる先進的な取組~

#### 子どもの元気復活

(全天候型運動施設の整備等)



自然体験活動



#### 2 子どもの健康・心のケア

~健康不安に対して、安心を確保する取組~

健康管理· 健康不安対策



学校給食の 放射性物質検査

#### 3 子育て・生活環境の改善

~健康不安に伴い生じた生活上の負担への支援~

母子避難者等の 高速道路無料措置





借上住宅の期間延長

#### **4 その他** ~支援を行う団体への支援等~

NPO等の民間団体を通じた支援

〇より効果的かつ効率的な施策推進に向け、フォローアップを実施するとともに、専門的知見を活用し つつ、パッケージの拡充に向けて引き続き検討を進める。

## 基本方針(第5条関連)策定にあたっての提言

#### <基本方針に掲げられる事項と提言内容>

- 1. 第5条第2項第1号「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的方向」関係
  - ①国の直轄事業による全国的な健康支援を推進すること
  - ②国連の「健康を享受する権利」の視点から施策を推進すること
- 2. 第5条第2項第2号「第8条第1項の支援対象地域に関する事項」関係
  - ①国の直轄事業による全国的な健康支援を推進すること
- 3. 第5条第2項第3号「被災者生活支援等施策に関する基本的な事項」関係
  - ①東京電力福島第一原子力発電所事故による<u>住民自身の健康管理は、国の直轄事業として位置づけ</u>、被害に遭った住民自身の健康維持や健康管理を支援する支援策を 講じるべき
  - ②住民自身が常に健康状態を把握できるという視点にたって、<u>健康診査・健康診断事</u>業の長期にわたる一元管理を国として実施するべき
  - ③医学的な経験や知見を集約し、情報発信を行う、更には、医師、看護師、保健師等を研修するための拠点としてナショナルセンターを設置するべき
  - ④先進国にふさわしい、全ての国民が共有できるデータベースの構築が必要
  - ⑤国・東電は責任を持って事故収束・廃炉作業員の健康支援策を講じるべき
  - ⑥ 医療従事者不足解消のための具体的な支援策を講じるべき
  - ⑦<u>乳幼児や児童・生徒の運動施設の充実と遊びの指導者育成の充実を図るための</u> 支援が必要

## 提言に関する詳細な内容

- 1. 平成25年4月日医総研ワーキングペーパーNo. 280
  - 『福島県「県民健康管理調査」は国が主体の全国的な "健康支援"推進に転換を』
  - ー原子力規制委員会における健康管理調査検討の問題点ー

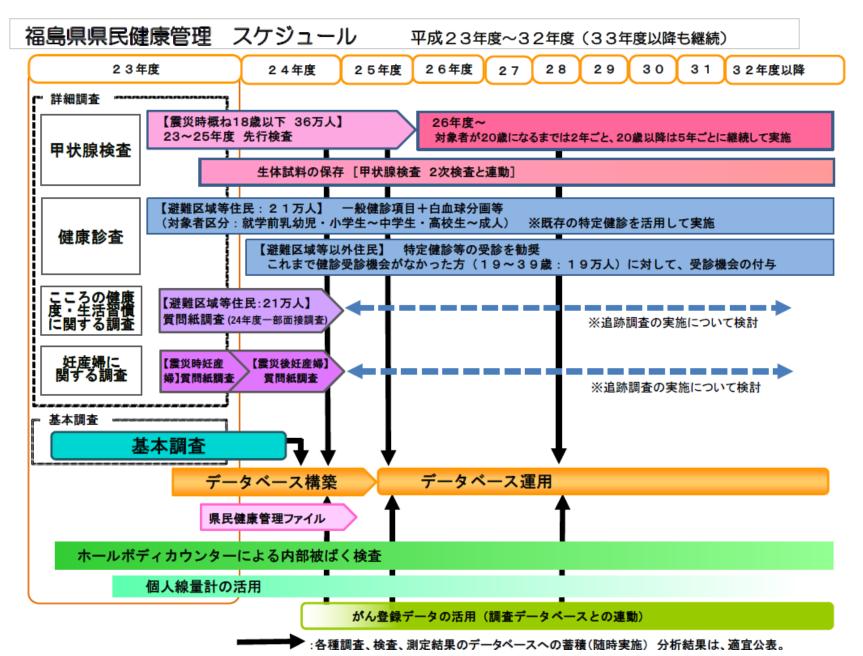
## 2. 原子力規制委員会

「東京電力福島第一原子力発電所事故による住民の健康管理のあり方に関する検討チーム」における健康管理のあり方の検討 一社団法人福島県医師会副会長 木田光一の意見・要望一

## 3. 岩波書店「科学」(4月号)

「東京電力福島第一原子力発電所事故による被災者の健康 管理のあり方を考える」

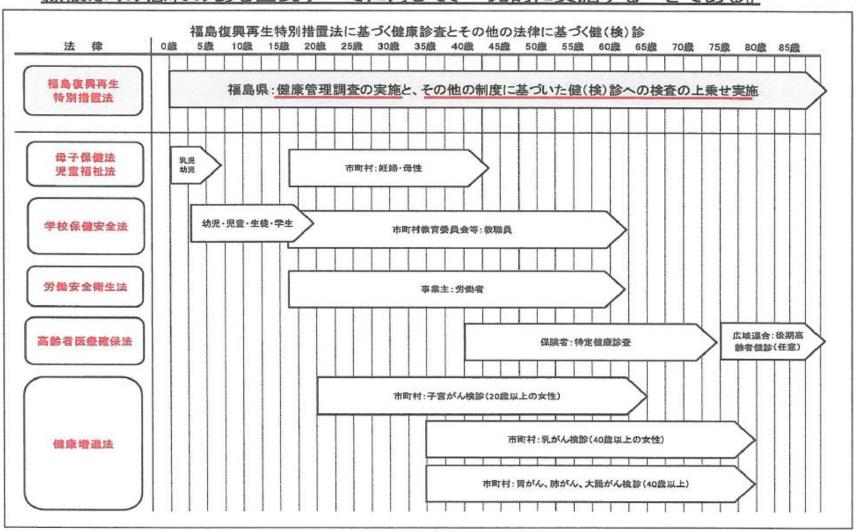
一原子力規制委員会検討チーム会合に参加して一



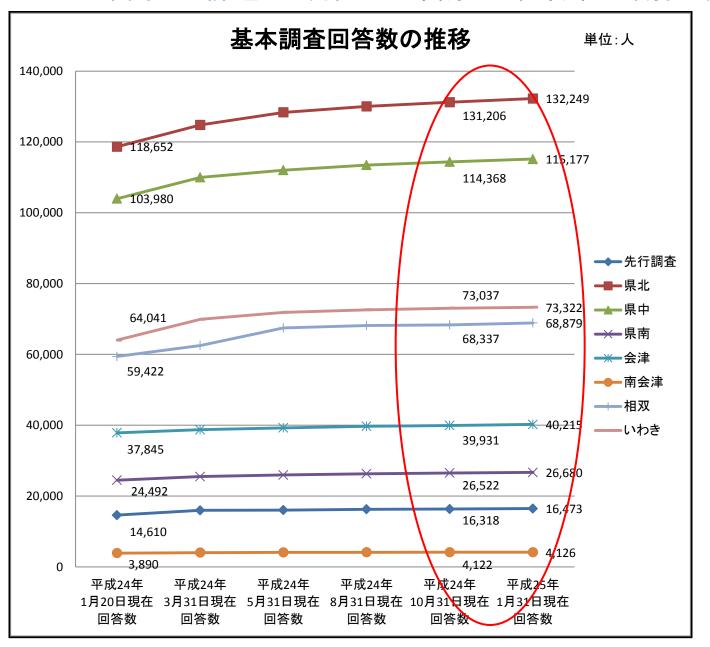
出所:福島県「県民健康管理調査」の概要

# 既存の健診の活用とデータの管理

〇健診は様々な法律に基づいて実施されていることから、<u>国が実施主体となり、放射</u> 線被ばくの恐れのある国民すべてに対して、一元的に実施するべきである。



#### <基本調査の課題> 現行の基本調査の回答数は頭打ち状態である。



| 平成25年1月から直近<br>3か月間での回答数 |       |  |  |  |
|--------------------------|-------|--|--|--|
| 先行調査                     | 155   |  |  |  |
| 県北                       | 1,043 |  |  |  |
| 県中                       | 809   |  |  |  |
| 県南                       | 158   |  |  |  |
| 会津                       | 284   |  |  |  |
| 南会津                      | 4     |  |  |  |
| 相双                       | 542   |  |  |  |
| いわき                      | 285   |  |  |  |

#### <県外避難者の継続的な健診等の課題>

- ◆県外避難者はすべての都道府県に及び、860の市区町村に散在している。
  - ◆長期的に健康支援が必要な小児・児童は避難者の20%に及んでいる。

県外避難者の状況

| 八地方区分 | 都道府県数 | 市区町村数 | 避難者数(人) |       |        |        |
|-------|-------|-------|---------|-------|--------|--------|
|       |       |       | 0~6歳    | 7~15歳 | 16歳~   | 合計     |
| 北海道   | 1     | 52    | 36      | 77    | 371    | 484    |
| 東北    | 5     | 119   | 971     | 1,105 | 5,997  | 8,073  |
| 関東    | 7     | 284   | 1,326   | 2,170 | 17,546 | 21,042 |
| 中部    | 9     | 176   | 421     | 710   | 3,650  | 4,781  |
| 近畿    | 7     | 82    | 55      | 103   | 574    | 732    |
| 中国    | 5     | 37    | 30      | 55    | 219    | 304    |
| 四国    | 4     | 22    | 13      | 18    | 77     | 108    |
| 九州    | 8     | 88    | 47      | 66    | 439    | 552    |
| 合計    | 46    | 860   | 2,899   | 4,304 | 28,873 | 36,076 |

出典:公財結核予防会「平成25年度福島県健康管理調査 県外避難者避難状況表」

# 今後の「県民健康管理調査」のあり方について(その1)

- ◆平成25年度から県民健康管理調査検討委員会の委員が 刷新された。これに伴い、委員会設置にかかる目的も 見直しが図られたことから、今後、県民健康管理調査 における基本調査(行動調査)や健診の実施体制につ いて、見直しが必要である。
- 1. 個々の住民の健康の維持と増進を図るため、定期的な問診(生活習慣、栄養、運動等)や健診(検診)の機会をワンストップで提供する場や体制(かかりつけ医や地域の医師会)の活用が必要。

# 今後の「県民健康管理調査」のあり方について(その2)

- 2. 委員会設置目的にある、「**県民の健康状態を把握し、疾病の予防、早期 発見、早期治療につなげ」る調査を実施する**ためには、住民に最も近い、かかりつけ医等の「医療機関」が様々な健診データ等を一元管理し、住民と共有することが重要。
- 3. 基本調査(行動調査)は東京電力原発事故から2年以上経った現状を踏まえ、「郵送」方式のみならず医療機関等で健診(検診)や健康相談と同時実施できる「簡易調査」の方式を検討するべき。

## 日医における被災住民への健康支援への取組み

# 「健康の権利」を踏まえた日医総研の研究

東日本大震災・福島第一原発事故後の健康の権利について、 被災者の二一ズを把握するとともに、医師会や医療機関、支 援団体・行政において取り組まれている実態を把握し、被災者 の二一ズに沿った体制の確立を検討する研究である。

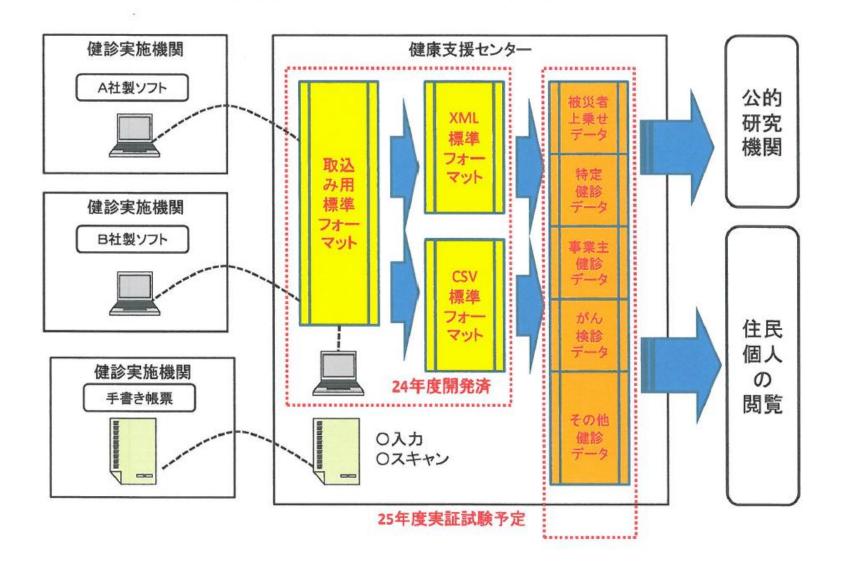
(10月以降、日医総研ウエブサイトで公開予定)

# 日医健診標準フォーマットの策定

日本医師会では、特定健診を含む様々な健診データを作成するための標準フォーマットを策定し、これを医師会、会員医療機関等に提供することで、受診者自身が過去の健診結果を異なる医療機関や健診機関でも閲覧できる、地域間や地域外における公衆衛生活動等に利用できる等、今後の健診事業に役立てていただきたいと考え、日医総研において策定中の標準フォーマットやツールを、今後、順次活用いただく予定としている。

特に、東京電力福島第一原発事故による被災住民に対する健康支援について、健診データ等の一元管理の観点から、これを活用することを検討している。

## 日医健診標準フォーマットの開発イメージ



## 原発事故で被害を受けた被災者への健康支援について (議論のたたき台)

#### 福島県及び隣接する県における「健康支援センター」の設置(国の直轄事業)

- 1. 福島県「県民健康管理調査」のフォロー
  - ①基本調査結果の住民への説明業務
  - ※定期的な健診や検診の受診勧奨、医療の受診勧奨、医療機関の案内
  - ②甲状腺調査結果の住民への説明業務
  - ※定期的な健診や検診の受診勧奨、医療の受診勧奨、医療機関の案内
  - ③放射線被ばくに関する医療関係者向けの研修会の開催
- 2. 地域住民に対する健康支援
  - ①住民の健康相談業務
  - ②地域における健診や検診結果データの収集と保管、公的研究機関等への データベース提供、住民個人による結果閲覧の窓口業務(別紙参照)

## 原発事故で被害を受けた被災者への健康支援について (議論のたたき台)

#### 福島県及び隣接する県における「健康支援センター」の設置(国の直轄事業)

- 3. 東京電力福島第一原発事故に従事する作業員への健康支援のための拠点
  - ①事業者及び作業員に対する健診や検診の受診勧奨と説明会の開催
  - ②浜通り地域の住民に対する食育に関する相談業務と医療的支援
- 4. こどもに対する健康な生活に必要な支援
  - ①こどもの運動、食育に関する相談業務
  - ②こどもの運動、食育等に関する医療的支援